

土耳其政府ハ左ノ條規ヲ以テ新公債ヲナス
トシ得タリ

第一 以來大藏卿ヨリノ歲出入計算書原語

ツトニ作ルル凡ソ計算表ノ前年歲出入ノ比較ヲ以テ
次年歲出入ノ概算ヲ立テ以テ收税ノ率ニ從事スル
モノニシテ英國ニ在テハ大藏卿ヨリ之ヲ議院ニ持
出スモノトス而シテ右計算表中區別ヲ立テ各省
所用ノ金額ヲ内譯シタルモノハ其省寮ノ用ニ供シ
彼此相混合錯用スベカラザルモノタルハ猶我々額
如シハ諸計算ヲ委任サレタル「インペリヤル」

オットマン、バンク」ニ從事スルモノハ外國ノ人ニシテ
猶我國東洋銀行ノ吏員ト協同シテ之ヲ制
ノ類アルガ如シ

大藏省

定スベシ

第二 以來土耳其政府ノ收入スル租税ハ悉
ク收税官ヨリ直ニ右「オットマン、バンク」へ貯置
クベシ

第三 右「バンク」ハ政府ノ為メ金額ヲ收藏シ
且ツ歲出入計算書ニ掲ル金額ヨリ以上
ノ高ヲ各省寮ニ授與スベカラズ

第四 右「バンク」ハ國債償却ニ當ベキ充分ノ
金額ヲ租税ヨリ引去リ之ヲ貯フベキヲ
委任サレタリ

第五 凡一切ノ歳出入計算ハ以来之ヲ出
版スルベシ

土耳其政府ハ凡ソ四十二ニ付五分ノ公債証
書ヲ出セルモノニシテ右新公債ニ付拂ベ
キ利子ノ割九ソ一割二分タリ

千ヨ一ヂ、ウヰルリアルム

大藏卿閣下

大藏省